

印西地区消防組合公告第16号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年9月17日

印西地区消防組合管理者 笠井 喜久雄

1 事業名称

- (1) 事業名 消防救急デジタル無線施設再整備事業
- (2) 納入場所 印西地区消防組合消防本部ほか7消防署、印西市役所、白井市役所
- (3) 納入期限 令和8年3月31日(火)
- (4) 事業概要
 - ①目的 消防救急デジタル無線施設の再整備事業
 - ②仕様 別途仕様のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
 - ・印西地区消防組合を構成する市(印西市及び白井市以下「関係市」という。)の令和6・7年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登録されていない者。
 - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届

出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

- (1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード
URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>
- (2) 期間 令和6年9月17日(火)から令和6年10月15日(火)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧は次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和6年9月17日(火)から令和6年10月15日(火)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課(入札約款及び本業務に係る契約書案)
印西地区消防組合消防本部指揮指令課(設計図書等)

5 現地調査の実施

事業費の積算にあたっては必ず現地調査を実施し、取付位置や配線状況、必要な機器数、部材について確認すること。なお、事前に事業担当(指揮指令課)に電話連絡の上、日程調整後に調査を実施すること。

6 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当(指揮指令課)に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

- (1) 期間 令和6年9月17日(火)から令和6年10月15日(火)
- (2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課

回答は、令和6年10月21日(月)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種(業種)」「事業所の所在地」の全てを満たす者とする。

7 入札及び開札

- (1) 入札期間

別表に定める。

- (2) 入札方法

入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。

落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 開札

別表に定める。

8 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

9 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

10 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

11 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用するこ

とはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用するこ
とはしない。

(5) 納期は、事情により変更することがある。

12 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 指揮指令課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 8 1

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail shirei-inzaichiku@nifty.com

印西地区消防組合公告第16号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
事業名	消防救急デジタル無線施設再整備事業		
納入場所	印西地区消防組合消防本部ほか 7消防署、印西市役所、白井市役所	納期	令和8年3月31日まで
概要	消防救急デジタル無線施設の再整備		
予定価格	¥130,000,000円(税抜)		
2 入札参加条件			
資格要件	工種(業種)(※1)	物品部門 (通信機・家電)・(無線機器)	
	事業所の所在地(※1)	県内に本店又は支店	
	その他事業に必要な資格条件	保守、点検、修理、物品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を有していること。	
3 入札参加資料の提出等			
届出期間	令和6年9月17日(火)から令和6年10月15日(火) 午前9時から午後5時まで		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書		
4 設計図書等の交付等			
交付期間	令和6年9月17日(火)から令和6年10月15日(火) 午前9時から午後5時まで		
5 質問及び回答			
質問	令和6年9月17日(火)から令和6年10月15日(火) 午前9時から午後5時まで		
回答	令和6年10月21日(月)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
6 入札及び開札			
入札期間	令和6年10月28日(月)から令和6年10月29日(火) 午前9時から午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和6年10月30日(水)午前9時30分に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考	本事業の契約は仮契約となるため、印西地区消防組合議会の可決があったとき、本契約としての効力を生ずる。		
事業担当	印西地区消防組合消防本部指揮指令課 (電話) 0476-46-9981 (ファクシミリ) 0476-46-9986 (電子メール) shirei-inzaichiku@nifty.com		

(※1) 令和6・7年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者。

物品類売買仮契約書

1. 事業の名称 消防救急デジタル無線施設再整備事業
2. 納入場所 印西地区消防組合消防本部ほか7消防署、
印西市役所、白井市役所
3. 納入期限 令和8年3月31日
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金
(印西市契約事務規則第26条第 項第 号に該当)

上記の物品類売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年印西町条例第13号)第3条の規定による印西地区消防組合議会の議決を得るまで仮契約とし、議決を得たときに、これを本契約とみなす。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責を負わない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合
氏名 管理者 笠井 喜久雄 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の物品類売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、物品類売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(担当職員)

第5条 発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議。
 - (4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 3 発注者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。(納品書等の提出等)
- 第6条 受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。(納入期限の延長等)
- 第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申し出があつた場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。(契約内容の変更等)
- 第8条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
- 第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。(検収)
- 第10条 発注者は第6条第1項の規定により受注者から納品書の提出があつたときは、その日から起算して10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)の職員をして検収を行うものとする。
- 2 前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことが出来る。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検収に立ちあわなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検収に立ちあわなかったときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。

- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第2項から第6項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

- 第11条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第13条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。
 - 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
 - 4 発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(引換え又は手直し)

- 第12条 受注者は、納入した物品の全部または一部が第10条第1項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検収を行うものとする。
 - 5 第10条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検収について準用する。

(減価採用)

- 第13条 発注者は第10条第1項又は前条第4項の検収に合格しなかった物品等について、その契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第14条 物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第15条 発注者は、納入された物品が品質不良、変質、数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受注者に対して、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 発注者は、引き渡された物品に関し、第14条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第17条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 納入期限内に物品を納入することができないとき又は納入期限後相当の期間内に物品を納

入する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第3条第1項の規定に違反して物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条の4 第17条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、物品類売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における印西市契約事務規則(平成18年規則第19号)第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため物品類売買代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による物品の納入の中止の期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による物品類売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、契約が解除された場合においては、分割納入した物品を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた分割納入した物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、分割納入した物品を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

2 前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 受注者は、第17条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(遵守義務違反)

第21条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要綱（令和3年告示第4号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第22条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(延滞違約金)

第23条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第1項又は第12条第4項の検収に合格したときは、第1項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第12条第2項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。

（相殺）

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第25条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補 則）

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注

者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての現地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を現地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

- 第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。
- 第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。
- 第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。
- 第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（パスワード等の管理）
- 第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。
- 第19 受注者は、I Cカード又はユーザーI D等を適切に管理しなければならない。
（仕様書等の管理）
- 第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（侵害記録の作成）
- 第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（発注者以外のネットワークとの接続）
- 第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。
- 第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。
- 第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。
- 第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。
（情報システムの追加・変更）
- 第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。
- 第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
（情報システムの変更管理）

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 印西地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するも

のとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱(平成29年告示第3号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

消防救急デジタル無線施設再整備事業

要求仕様書

令和6年度

印西地区消防組合

第1章 総則

1 適用範囲

本事業に係る消防救急デジタル無線施設再整備要求仕様書（以下「本仕様書」という。）は、印西地区消防組合（以下「甲」という。）が調達する消防救急デジタル無線施設（以下「無線装置」という。）の仕様について定めるものである。

2 法令・規格等の遵守

無線装置は、本仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令等に準拠すること。

- (1) 電波法
- (2) 消防救急デジタル無線共通仕様書第一版（平成21年9月）（以下「共通仕様書」という。）
- (3) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成21年消防庁告示第13号）（以下「告示第13号」という。）
- (4) その他関係法令及び規格等

3 無線装置の種別及び数量

無線装置の種別及び数量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 車載型移動局無線装置 | 36台 |
| (2) 可搬型移動局無線装置 | 1台 |
| (3) 卓上型固定移動局無線装置 | 1台 |
| (4) 携帯型移動局無線装置 | 24台 |
| (5) 受令機 | 11台 |

4 納入場所

名称	住所	主な設置機器
印西地区消防組合 消防本部指揮指令課	印西市牧の原 二丁目3番地	・車載型移動局無線装置 2台 ・可搬型移動局無線装置 1台 ・卓上型固定移動局無線装置 1台 ・携帯型移動局無線装置 2台 ・受令機 2台
牧の原消防署	印西市牧の原 二丁目3番地	・車載型移動局無線装置 7台 ・携帯型移動局無線装置 4台 ・受令機 1台

印旛消防署	印西市鎌苅 1607 番地 3	・ 車載型移動局無線装置 4 台 ・ 携帯型移動局無線装置 3 台 ・ 受令機 1 台
本埜消防署	印西市笠神 2587 番地 印西市役所本埜支所 2 階	・ 車載型移動局無線装置 3 台 ・ 携帯型移動局無線装置 2 台 ・ 受令機 1 台
印西西消防署	印西市大塚 一丁目 4 番地 1	・ 車載型移動局無線装置 6 台 ・ 携帯型移動局無線装置 3 台 ・ 受令機 1 台
印西消防署	印西市竹袋 403 番地 15	・ 車載型移動局無線装置 4 台 ・ 携帯型移動局無線装置 3 台 ・ 受令機 1 台
白井消防署	白井市復 1147 番地 1	・ 車載型移動局無線装置 6 台 ・ 携帯型移動局無線装置 5 台 ・ 受令機 1 台
西白井消防署	白井市けやき台 二丁目 8 番	・ 車載型移動局無線装置 4 台 ・ 携帯型移動局無線装置 2 台 ・ 受令機 1 台
印西市役所防災課	印西市大森 2364 番地 2	・ 受令機 1 台
白井市役所 危機管理課	白井市復 1123 番地	・ 受令機 1 台

5 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

6 契約の範囲

- (1) 受注者（以下「乙」という。）は本仕様書に基づき無線装置の設計、製作、運搬、試験、納入、諸官庁及び関係機関への諸手続きから検査に至るすべての業務を行うこととし、当該手続き等に関する一切の費用は、乙の負担とする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項であっても無線装置の機能、性能、保守管理上及び無線の運用上必要な事項については、甲に連絡の上、甲乙協議し、乙の負担により行うこと。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義又は変更事由が生じた場合は、甲に連絡して指示又は、承諾を受けなければならない。

7 検収

(1) 一般事項

ア 乙は検収等のため、必要な資料の提出並びに必要な労務及び機材の提供について、甲の指示に従わなければならない。

イ 検収の時期は、予め実施工程表を明示して工程を管理するものとする。

ウ 乙は、検収の結果、目的物の補修または改造の措置が必要となったときは、甲の指定する期日までに補修または改造を終了し、その旨を甲に通知しなければならない。

(2) 検収

検収内容等は、本仕様書、設計承認図面等を基に、提出書類の審査、機材等の指定照合、数量等の他、当該設備の総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行うものとする。検収における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、甲の承認を受けるものとする。

8 契約代金の支払い

納入が完了し、検収に合格し請求書を正規に受領したときに一括して契約代金を支払うものとする。

9 契約不適合責任等

(1) 責任期間は、検収合格の日から3年間とし、機器障害に対して、乙はすみやかに無償で機器の取替及び修理を行うこと。また、保守部品の供給にあつては、無線装置納入後10年間対応できること。

(2) 乙は、消防救急デジタル無線の緊急性及び重要性を十分に認識し、担保期間において無線装置に障害があつた場合、乙の負担において無停止運用の推進並びに365日24時間オンコール体制等により無線装置の復旧に対応すること。

第2章 共通仕様

1 基本事項

- (1) 千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム（基地局側の無線装置）と相互に接続し、本仕様書に定める全ての機能を実現できること。
- (2) 告示第13号に規定された必須機能を満たし、異メーカー間における相互接続性を保証すること。
- (3) ちば消防共同指令センター（以下「指令センター」という。）の機能を満足するものであること。
- (4) 設置する各種無線装置は最新の機種とし、現在使用している無線装置と比較して操作性、視認性、強度、起動時間、送受信強度等、機能強化となる装置を納入すること。
- (5) 納入する無線装置は、本仕様書に記載するすべての機能を満たすものであること。

2 無線装置の教育

乙は、無線装置の円滑な運用を図るため、責任を持って、甲の所属職員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとし、当該教育等に係る経費は、乙の負担とする。

第3章 各装置別仕様

無線装置は、次の機能及び構造を備えるもののほか、電波法及びその他関係法令並びに企画等をすべて満足するものであること。さらに本仕様は、システムの増強・増設及び移設など、共同・広域化消防での運用を前提とし、柔軟に対応できるシステム構成であること。

1 車載型移動局無線装置

本装置は、甲が指定する車両に設置する送信出力5W以上の車載型移動局無線装置であり、千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム(基地局側の無線装置)と相互に接続し、本仕様書に定める全ての機能を実現する無線装置であり、最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能な無線装置であること。

(1) 機能

ア 共通仕様書におけるサービス機能

- (ア) 一斉音声通信機能を有すること。
- (イ) 個別音声通信機能を有すること。
- (ウ) 移動局間直接音声通信機能を有すること。
- (エ) 指令センターを経由し、自営通信網接続通信及びPSTN(公衆網)接続通信ができること。
- (オ) 発信者番号送信機能及び表示機能を有すること。
- (カ) 活動波で非音声通信のデータ送信・表示機能を有すること。

イ 共通仕様書における通信統制機能

- (ア) 通話モニタ機能及び通話モニタ表示機能を有すること。(個別音声通信時も同様とする。)
- (イ) 他局通信中の表示機能を有すること。
- (ウ) セレコール送信中の発信禁止機能・表示機能を有すること。
- (エ) 指令センターからの出動指令時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。
- (オ) 指令センターからの通信規制時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。
- (カ) 指令センターからの強制切断信号送信時に受信機能を有すること。
- (キ) 連続送信防止機能を有すること。

ウ 共通事項

- (ア) 2波半複信及び2波複信上りプレストーク方式により、指令センター等と無線交

信が行えること。

- (イ) 同一無線局等からの直接波と基地局経由(折返)の受信波を同時に受信する場合、どちらか片方の音声のみを自動的に出力できること。
- (ウ) 基地局から受信音声と移動局直接通信の受信音声は、個々に音量を調整できること。
- (エ) 千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム(基地局側の無線装置)及び千葉県内消防本部所属の移動局から音声受信時に、相手方の所属する消防本部名称等を表示できること。ただし、基本番号及びその対象となる消防本部名称等を登録していない移動局からの音声受信時は除く。
- (オ) 甲の指定する仕様書に基づく個別番号データ及び表示データを無線装置に投入すること。
- (カ) 表示部は、チャンネル表示や各種運用状態の表示ができること。
- (キ) 周波数オートスキャン機能を有すること。
- (ク) 無線機本体からの操作により、個別通信ができること。

(2) 性能

ア 一般性能

(ア) 温度条件	-10℃~50℃
(イ) 湿度条件	95%以下(温度35℃、結露なきこと)
(ウ) 電源電圧	DC13.8V~27.6V
(エ) 寸法	高65mm×幅179mm×奥行248mm以下(突起部除く)
(オ) 振動条件	JIS C60068-2-6
(カ) 衝撃条件	JIS C60068-2-27
(キ) 防水性能(制御部)	JIS C0920 防滴Ⅱ型
(ク) 実装チャンネル数	甲が指定するチャンネル数

イ 主要諸元

(ア) アクセス方式	SCPC方式
(イ) 無線変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
(ウ) 双方向通信方式	FDD

ウ 送信部性能

(ア) 送信周波数	265~266MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 伝送速度	9.6kbps
(ウ) 送信電力	5W以上 +20%、-50%
(エ) 周波数安定度	± 1.5 ppm以内
(オ) 占有帯域幅	5.8kHz以下
(カ) 隣接チャンネル漏洩電力	32 μ W以下又は-55dB以下

(キ) スプリアス領域の不要発射	2. 5 μ W以下 又は基本周波数の搬送波電力より60 dB低い値
帯域外領域のスプリアス発射	2. 5 μ W以下 又は基本周波数の平均電力より60 dB低い値
(ク) 変調制度	12. 5%以下 (オフセット20%以上)
(ケ) 連続送信	甲が指定する秒数
エ 受信部性能	
(ア) 受信周波数	274~275 MHz帯及び265~266 MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 受信感度	スタティック感度: 0 dB μ V以下 フェージング感度: +5 dB μ V以下
(ウ) スプリアスレスポンス	53 dB以上
(エ) 隣接チャンネル選択度	42 dB以上
(オ) 相互変調特性	53 dB以上
(カ) 音声符号化速度	6.4 kbps以下 (誤り訂正含む)
(キ) 受信方式	ダイバーシティ受信方式

(3) 構成

ア 車載型移動局無線装置 (分離制御器含む)	1式
イ 空中線 (ダイバーシティ含む)	現設置数
ウ 空中線共用器	1式
エ 送受話器 (車内外)	現設置数
オ 外部スピーカー (車内外)	現設置数
カ 接続ケーブル	必要数
キ その他付属品	必要数

(4) 無線装置の取り付け仕様等

- ア 無線機の取り付けについては、取り外しが容易で保守点検メンテナンス等ができる場所に取り付けること。
- イ 無線機の取り付け位置は、原則既設の無線機取り付け位置とする。なお、加工が必要な場合は、乙の負担により実施すること。別の位置に取り付ける場合は、甲の担当職員と別途協議し、既設取り付け部分を乙の負担により現状に復すること。また、本桙指揮車に取り付ける無線機は新設となるため、既設配線が活用できないことから、事前調査時に同一車種である印旛指揮車、印西指揮車、西白井指揮車の配線を確認し、参考としたうえで新設すること。
- ウ 車内ハンドセットは、隊長席に取り付けるものとし、取り付け位置は、隊長が容易に

操作できる位置とすること。

- エ 車内外送受信仕様となっている車両については、車内外切り替え装置又は、スイッチ等により車内外で送受信ができる構造とすること。また、車内外の送受信機器設置数は、現状の設置数以上とし、車内外で送受信するために必要な部品については、乙の負担により設置すること。
- オ その他機器等の取り付け位置については、甲の担当職員と別途協議し承認を得たのち実施すること。
- カ 車両への取り付けは、原則として所属場所で実施すること。また、必要な部材及び取り付けに関する一切の費用は、乙の負担とする。
- キ 空中線は、車載用空中線とし形状については、別途指示とする。なお、取り付け部分から雨露侵入防止策を施すこと。
- ク 無線装置の納入に伴い不要となった部材、装置等は乙の負担により処理すること。また、消防本部で保管している無線装置（牧の原水槽1）も併せて引き取り、処分すること。
- ケ 車載無線装置本体に呼出名称及び実装周波数を記入した銘版等を貼付すること。

2 可搬型移動局無線装置

本装置は、甲が指定する指揮隊等に配備する送信出力5W以上の可搬型移動局無線装置であり、千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム（基地局側の無線装置）と相互に接続し、本仕様書に定める全ての機能を実現する無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能な無線装置であること。

(1) 機能

- ア 共通仕様書におけるサービス機能
 - (ア) 一斉音声通信機能を有すること。
 - (イ) 個別音声通信機能を有すること。
 - (ウ) 移動局間直接音声通信機能を有すること。
 - (エ) 指令センターを経由し、自営通信網接続通信及びPSTN（公衆網）接続通信ができること。
 - (オ) 発信者番号送信機能及び表示機能を有すること。
 - (カ) 活動波で非音声通信のデータ送信・表示機能を有すること。
- イ 共通仕様書における通信統制機能
 - (ア) 通話モニタ機能及び通話モニタ表示機能を有すること。（個別音声通信時も同様とする。）
 - (イ) 他局通信中の表示機能を有すること。
 - (ウ) セレコール送信中の発信禁止機能・表示機能を有すること。

- (エ) 指令センターからの出動指令時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。
- (オ) 指令センターからの通信規制時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。
- (カ) 指令センターからの強制切断信号送信時に受信機能を有すること。
- (キ) 連続送信防止機能を有すること。

ウ 共通事項

- (ア) 2波単信方式により、指令センター等と無線交信が行えること。
- (イ) 同一移動局等からの直接波と基地局経由(折返)の受信波を同時に受信する場合、どちらか片方の音声のみを自動的に出力できること。
- (ウ) 基地局からの受信音声と移動局直接通信の受信音声は、個々に音量を調整できること。
- (エ) 千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム(基地局側の無線設備)及び千葉県内消防本部所属の移動局から音声受信時に、相手方の所属する消防本部名称等を表示できること。ただし、基本番号及びその対象となる消防本部名称等を登録していない移動局からの音声受信時は、除く。
- (オ) 甲の指定する共通仕様書に基づく個別番号データ及び表示データを無線装置に投入すること。
- (カ) 表示部は、チャンネル表示や各種運用状態の表示ができること。
- (キ) 周波数オートスキャン機能を有すること。
- (ク) 無線機本体からの操作により、個別通信ができること。

(2) 構成

ア	可搬型移動局無線装置	1台
イ	可搬用空中線	1式
ウ	送受話器(ハンドセット)	1式
エ	送受話器(スピーカーマイク)	1式
オ	バッテリー	1式
カ	充電器	1式
キ	保護ケース(ショルダーベルト付)	1式
ク	緊急通信用可搬型アンテナセット	1式
ケ	その他標準付属品	1式

(3) 性能

ア	一般性能	
(ア)	動作保証温度	-10~50℃

(イ) 動作保証湿度	95%以下 (温度35℃、結露なきこと)
(ウ) 電源電圧	AC100V
(エ) 寸法	持ち運びが容易であること
(オ) 防水性能	JIS C0920 防滴Ⅱ型
(カ) 連続使用時間	送信1分、受信3分の繰り返しで2時間以上 (バッテリー運用時)
(キ) 実装チャンネル数	甲が指定するチャンネル数
イ 主要諸元	
(ア) アクセス方式	SCPC方式
(イ) 無線変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
(ウ) 双方向通信方式	FDD
ウ 送信部性能	
(ア) 送信周波数	265～266MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 伝送速度	9.6kbps
(ウ) 送信電力	5W以上
(エ) 周波数安定度	± 1.5 ppm以内
(オ) 占有帯域幅	5.8kHz以下
(カ) 隣接チャンネル漏洩電力	32 μ W以下又は-55dB以下
(キ) スプリアス領域の不要発射	2.5 μ W以下 又は基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
(ク) 帯域外領域のスプリアス発射	2.5 μ W以下 又は基本周波数の平均電力より60dB低い値
エ 受信部性能	
(ア) 受信周波数	274～275MHz帯及び265～266MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 受信感度	スタティック感度：0dB μ V以下 フェージング感度：+5dB μ V以下
(ウ) スプリアスレスポンス	53dB以上
(エ) 隣接チャンネル選択度	42dB以上
(オ) 相互変調特性	53dB以上
(カ) 音声符号化速度	6.4kbps以下 (誤り訂正含む)
(4) 構造概要等	

- ア 無線機装置は、横置き縦置き対応した構造であること。
- イ バッテリーの取り付けは、容易にできる構造であること。
- ウ 受話用スピーカーは、筐体内蔵であること。
- エ 充電器は、急速充電可能であること。また、AC100V充電が可能であり、充電中も無線機の使用が可能な構造であること。
- オ 緊急通信用可搬型アンテナセットとの接続に係る変換コネクタは、5個ずつ添付すること。
- カ 無線装置の納入に伴い不要となった部材、装置等は乙の負担により処理すること。
- キ 無線装置本体に呼出名称及び実装周波数を記入した銘版等を貼付すること。

3 卓上型固定移動局無線装置

本装置は、甲が指定する消防署に設置する送信出力5W以上の卓上型固定移動局無線装置であり、千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム（基地局側の無線装置）と相互に接続し、本仕様書に定める全ての機能を実現する無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能な無線装置であること。

(1) 機能

ア 共通仕様書におけるサービス機能

- (ア) 一斉音声通信機能を有すること。
- (イ) 個別音声通信機能を有すること。
- (ウ) 移動局間直接音声通信機能を有すること。
- (エ) 指令センターを経由し、自営通信網接続通信及びPSTN（公衆網）接続通信ができること。
- (オ) 発信者番号送信機能及び表示機能を有すること。
- (カ) 活動波で非音声通信のデータ送信・表示機能を有すること。

イ 共通仕様書における通信統制機能

- (ア) 通話モニタ機能及び通話モニタ表示機能を有すること。（個別音声通信時も同様とする。）
- (イ) 他局通信中の表示機能を有すること。
- (ウ) セレコール送信中の発信禁止機能・表示機能を有すること。
- (エ) 指令センターからの出動指令時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。
- (オ) 指令センターからの通信規制時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。
- (カ) 指令センターからの強制切断信号送信時に受信機能を有すること。
- (キ) 連続送信防止機能を有すること。

ウ 共通事項

- (ア) 2波半複信及び2波複信上りプレストーク方式により、指令センター等と無線交信が行えること。
- (イ) 同一移動局等からの直接波と基地局経由（折返）の受信波を同時に受信する場合、どちらか片方の音声のみを自動的に出力できること。
- (ウ) 基地局からの受信音声と移動局直接通信の受信音声は、個々に音量を調整できること。
- (エ) 千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム（基地局側の無線装置）及び千葉県内消防本部所属の移動局から音声受信時に、相手方の所属する消防本部名称等を表示できること。ただし、基本番号及びその対象となる消防本部名称等を登録していない移動局からの音声受信時は、除く。
- (オ) 甲の指定する共通仕様書に基づく個別番号データ及び表示データを無線装置に投入すること。
- (カ) 表示部は、チャンネル表示や各種運用状態の表示ができること。
- (キ) 周波数オートスキャン機能を有すること。
- (ク) 無線機本体からの操作により、個別通信ができること。

(2) 構成

ア	卓上型固定移動局無線装置（蓄電池内蔵）	1台
イ	空中線（ダイバーシティ含む）	2式
ウ	空中線共用器又は空中線切替器	必要数
エ	送受話器（ハンドセット）	1式
オ	接続ケーブル（空中線までのケーブル含む）	必要数
カ	その他標準付属品	必要数

(3) 性能

ア	一般性能	
(ア)	動作保証温度	-10～50℃
(イ)	動作保証湿度	95%以下（温度35℃、結露なきこと）
(ウ)	電源電圧	AC100V
(エ)	寸法	卓上で運用できること
(オ)	防水性能（制御部）	JIS C0920 防滴Ⅱ型
(カ)	実装チャンネル数	甲が指定するチャンネル数
イ	主要諸元	
(ア)	アクセス方式	SCPC方式
(イ)	無線変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
(ウ)	双方向通信方式	FDD

ウ 送信部性能

(ア) 送信周波数	265～266MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 伝送速度	9.6kbps
(ウ) 送信電力	5W以上 +20%、-50%
(エ) 周波数安定度	±1.5ppm以内
(オ) 占有帯域幅	5.8kHz以下
(カ) 隣接チャネル漏洩電力	32μW以下又は-55dB以下
(キ) スプリアス領域の不要発射	2.5μW以下 又は基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
(ク) 帯域外領域のスプリアス発射	2.5μW以下 又は基本周波数の平均電力より60dB低い値
(ケ) 変調精度	12.5%以下
(コ) 連続送信	甲が指定する秒数

エ 受信部性能

(ア) 受信周波数	274～275MHz帯及び265～266MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 受信感度	スタティック感度：0dBμV以下 フェージング感度：+5dBμV以下
(ウ) スプリアスレスポンス	53dB以上
(エ) 隣接チャネル選択度	42dB以上
(オ) 相互変調特性	53dB以上
(カ) 音声符号化速度	6.4kbps以下（誤り訂正含む）
(キ) 受信方式	ダイバーシティ受信方式

(4) 無線装置取り付け仕様等

- ア 無線装置本体の取り付け場所は、甲の指定する署所等及び場所へ設置すること。
- イ 無線装置本体には、耐震固定を施すこと。
- ウ 無線装置本体には、商用電源途絶時に2時間以上バックアップできる蓄電池を具備すること。また、蓄電池残量が容易に確認できること。
- エ 受話用スピーカーは、筐体内蔵であること。
- オ 空中線取り付け位置については、既設空中線の設置位置を基本とする。異なる位置に設置する場合は甲と協議し、承認を得ること。なお、雨露侵入防止策等の防水加工を実施すること。屋外空中線までの配線は既設配線と同ルートの基本とし、事前調査時にルート及

び必要ケーブル数等を確認すること。

カ 設置する空中線は、無線基地局エリアを考慮した形状とし、甲の担当職員と協議し承認を得たのち実施すること。

キ 無線装置本体に呼出名称及び実装周波数を記入した銘版等を貼付すること。

ク 機器等の取り付け位置については、甲の担当職員と別途協議し承認を得たのち実施すること。

ケ 無線装置等の設置及び取り付けに関する必要な部材等は、乙の負担とする。

コ 無線装置の納入に伴い不要となった部材、装置等は乙の負担により処理すること。

4 携帯型移動局無線装置

本装置は、甲が指定する部隊等に配備する送信出力1W以上の携帯型移動局無線装置であり、千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム（基地局側の無線装置）と相互に接続し、本仕様書に定める全ての機能を実現する無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能な無線装置であること。

(1) 機能

ア 共通仕様書におけるサービス機能

(ア) 一斉音声通信機能を有すること。

(イ) 個別音声通信機能を有すること。

(ウ) 移動局間直接音声通信機能を有すること。

(エ) 指令センターを経由し、自営通信網接続通信及びPSTN（公衆網）接続通信ができること。

(オ) 発信者番号送信機能及び表示機能を有すること。

イ 共通仕様書における通信統制機能

(ア) 通話モニタ機能及び通話モニタ表示機能を有すること。（個別音声通信時も同様とする。）

(イ) 他局通信中の表示機能を有すること。

(ウ) セレコール送信中の発信禁止機能・表示機能を有すること。

(エ) 指令センターからの出動指令時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。

(オ) 指令センターからの通信規制時における報知信号及び発信規制信号送信時に受信機能を有すること。

(カ) 指令センターからの強制切断信号送信時に受信機能を有すること。

(キ) 連続送信防止機能を有すること。

ウ 共通事項

(ア) 1波単信方式又は2波単信方式により、指令センター等と無線交信が行えること。

また、切替機能を有すること。

- (イ) 受信音声の音量を調整できること。
- (ウ) 千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線システム（基地局側の無線装置）及び千葉県内消防本部所属の移動局から音声受信時に、相手方の所属する消防本部名称等を表示できること。ただし、基本番号及びその対象となる消防本部名称等を登録していない移動局からの音声受信時は、除く。
- (エ) 甲の指定する共通仕様書に基づく個別番号データ及び表示データを無線装置に投入すること。
- (オ) 表示部は、チャンネル表示や各種運用状態の表示ができること。

(2) 構成

ア	携帯型移動局無線装置	1台
イ	空中線	1式
ウ	バッテリー	3式（予備2式を含む）
エ	送受話器（ベルト装着マウント付）	1式
オ	充電器	1式
カ	保護ケース（ショルダーベルト付）	1式
キ	ベルト装着マウント	1式
ク	イヤホン（ケース付）	1個
ケ	その他標準付属品	1式

(3) 性能

ア	一般性能	
(ア)	動作保証温度	-10～50℃
(イ)	動作保証湿度	95%以下（35℃）
(ウ)	電源電圧	AC100V
(エ)	寸法	着状態状態で消防活動ができること
(オ)	防水性能	JIS C0920 7等級防浸型以上
(カ)	連続使用時間	送信：受信：待ち受け＝1：1：18で8時間以上
(キ)	実装チャンネル数	甲が指定するチャンネル数
イ	主要諸元	
(ア)	アクセス方式	SCPC方式
(イ)	無線変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
(ウ)	双方向通信方式	FDD
ウ	送信部性能	

(ア) 送信周波数	265～266 MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 伝送速度	9.6 kbps
(ウ) 送信電力	1W以上
(エ) 周波数安定度	±1.5 ppm以内(1Wを超えるもの)
(オ) 占有帯域幅	5.8 kHz以下
(カ) 隣接チャンネル漏洩電力	-45 dB以下(1Wを超えるもの)
(キ) スプリアス領域の不要発射	25 μW以下 又は基本周波数の搬送波電力より60 dB低い値(1Wを超えるもの)
(ク) 帯域外領域のスプリアス発射	基本周波数の平均電力より60 dB低い値(1Wを超えるもの)

エ 受信部性能

(ア) 受信周波数	274～275 MHz帯及び265～266 MHz帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 受信感度	スタティック感度：0 dBμV以下 フェージング感度：+5 dBμV以下
(ウ) スプリアスレスポンス	53 dB以上
(エ) 隣接チャンネル選択度	42 dB以上
(オ) 相互変調特性	53 dB以上
(カ) 音声符号化速度	6.4 kbps以下(誤り訂正含む)

(4) 構造概要

- ア チャンネル切替等の無線機操作は容易にできること。
- イ バッテリー装着は、容易にできる構造であること。
- ウ バッテリー残量が容易に確認できること。
- エ 受話用スピーカーは、筐体内蔵であること。
- オ 充電器は、急速充電可能であること。また、AC100V充電及びシガーソケットから充電が可能であること。
- カ 音量調整器にイヤホン出力ポジションを設けること。(イヤホンのみの出力可能)
- キ 無線装置の納入に伴い不要となった部材、装置等は乙の負担により処理すること。
- ク 無線装置本体に呼出名称及び実装周波数を記入した銘版等を貼付すること。

5 受令機

本装置は、甲が指定する署所に配備する無線受令機であり、千葉県域1ブロックで整備する消防救急デジタル無線共通仕様書に準拠し、本仕様書に定める全ての機能を実現する無線

受令機である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能な無線受令機であること。

(1) 機能

ア 共通仕様書第一部 音声、非音声通信の音声通信（受信）に関する部分に対応する。

イ 以下の内容をPCにてプログラム可能とする。

受信用周波数

団体コード

個別番号

グループ番号

基地局番号

ウ 紛失、盗難にあった場合の不正使用を防止する機能。

(2) 構成

ア 無線受令機 1式

イ 電源ケーブル 1式

ウ ブラケット 1式

エ 空中線 1式

オ ACアダプタ 1式

カ 接続ケーブル（空中線までのケーブル含む） 1式

(3) 性能

ア 一般性能

(ア) 動作保証温度 $-20^{\circ}\text{C}\sim 60^{\circ}\text{C}$

(イ) 動作保証湿度 95%以下(35℃)

(ウ) 電源電圧 +12VDC 標準(+24.0VDCまで対応)

(エ) 寸法 卓上で運用できること

(オ) 振動条件 JIS C60068-2-6

(カ) 衝撃条件 JIS C60068-2-27

(キ) 実装チャンネル数 甲が指定するチャンネル数

イ 主要諸元

(ア) アクセス方式 SCPC方式

(イ) 無線変調方式 $\pi/4$ シフトQPSK

(ウ) 受信方式 シングルコンバージョン方式または
ダブルスーパーヘテロダイン方式

ウ 受信装置性能

(ア) 受信周波数	265～266 MHz 帯及び274～275 MHz 帯のうち甲が指定する周波数
(イ) 受信感度	スタティック感度：0 dB μ V 以下 フェージング感度：+5 dB μ V 以下
(ウ) スプリアスレスポンス	53 dB 以上
(エ) 隣接チャンネル選択度	42 dB 以上
(オ) 相互変調特性	53 dB 以上
(カ) 副次的に発する電波等の強度	4 nW 以下

(4) 構造概要

- ア 電源や音量等の操作は容易にできること。
- イ チャンネル切替等（自動切替及び手動切替が可能）の操作は容易にできること。
- ウ 聞き取りやすい大口径スピーカーであること。
- エ 見やすいチャンネル表示があること。

(5) 空中線・配線

- ア 新設空中線の屋内型・屋外型は、既設空中線と同一を基本とする。異なる種類を設置する場合は甲と協議し、承認を得ること。
- イ 新設空中線の設置場所は、既設空中線の設置場所を基本とする。異なる場所に設置する場合は甲と協議し、承認を得ること。
- ウ 納入場所によって受令機から空中線までの配線状況が異なるため、必ず事前に確認すること。

第4章 特記仕様書

1 適用範囲

この仕様書は本事業の据付、配線、整備、調整等に適用するものである。本事業の施工にあたり、発注者の承諾を得た上で行う。

なお、施工の際、既存無線システム及び消防指令システムに影響を与えず施工するものとする。

各無線装置について、車両停止が伴う場合は、作業工程を発注者と協議し決定する。

なお、事業年度内に車両の更新を予定していることから、発注者の指示により、仮設、新設、移設について工程に組み入れること。

2 用語の定義

- (1) 指示とは、発注者が受注者に施工上必要な事項を示すことをいう。
- (2) 承諾とは、受注者が申し出た事項について、発注者が合意することをいう。
- (3) 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3 一般事項

(1) 整備施工の原則

整備は、単体各機器を仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

(2) 施工計画

整備の手順、工程、工法、安全対策その他整備施工の全般的計画であるから、発注者の打合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って施工計画書を作成し、契約後速やかに発注者に提出するものとする。

(3) 施工管理

- ① 施工計画に基づき、納期内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。
- ② 整備施工に関わる法令、法規等を遵守し、整備の円滑な進捗を図るものとする。
- ③ 整備施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
- ④ 整備施工中発注者で行った主要な協議事項等は、議事録として残すこと。

(4) 整備の現場管理

- ① 整備施工にあたっては、確実な工法、安全、納期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- ② 指定又は指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。施工上必要ある場合は、あらかじめ承諾を求めるものとする。

(5) 整備内容の変更

- ① 発注者による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、受注者の負担により行うこと。
- ② 受注者の都合による変更はあらかじめその内容理由を明らかにし、発注者に申出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつ、その内容が同等以上の仕様と認めるときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しないものとする。
- ③ 仕様書に指定され又は指示された内容が施工困難な場合はその理由、変更内容を申し出、協議するものとする。変更部分の金額については①に準ずること。

4 整備施工

(1) 施工範囲

本仕様にて定める施工範囲は以下のとおりとする。

- ① 製造、納入機器の据付整備及び既設機器の移設整備
- ② 納入機器の電源線、接地線等の配線接続整備
- ③ 機器相互間のケーブル敷設整備
- ④ 整備調整試験及び上記各項目の関連整備

(2) 工法

- ① 施工に際しては、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務の円滑をはかり、常に機能を維持するため、耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮して施工すること。
- ② 本仕様書に記載のない事項は、発注者と協議して施工すること。
- ③ 整備は、事前に施工計画書、施工図等により承諾を得た後に着手すること。

(3) 保護及び危険防止

- ① 本事業に際しては、建物、既設機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行い、万一、損傷を与えた場合は、発注者の指示に従って速やかに復旧させること。
- ② 施工に際し、危険のおそれがある箇所には、従業員が安全に就業できるよう適切な危険防止設備を設け、万一事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに発注者に報告し指示を受けること。
なお、この処置については受注者の責任において処理を行うこと。

(4) 現地調査等

受注者は契約後速やかに履行場所の現地調査を行うこと。

(5) 仮設及び移設

- ① 施工に際して、既設施設が配置上支障となる場合は、発注者と協議の上、適当な場所に仮設、又は移設すること。
- ② 現に運用している通信回線に回線障害、回線断の影響を与えないこと。また、作業

中に回線を保障する必要がある場合は、発注者の承諾を得て保障回線に装置を接続換えする等の措置を実施すること。

(6) 屋内施設

- ① 機器、装置等の床部、壁等への固定は、転倒防止のため原則としてアンカーボルト等により堅固に固定するとともに、上部を鉄製金具等で固定すること。
- ② 施工に際し、騒音及び振動等の発生が予想される場合は、あらかじめ発注者に申出てその承諾を得ること。

(7) 屋外施設

- ① 施工に際し、配管、配線、整備の範囲及び方法については、あらかじめ施工図等により発注者の承諾を得て行うこと。
- ② 空中線取り付け等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、安全管理の上、実施すること。
- ③ 無線不感を最小限とするため、設置する空中線は高機能のものとする。また、設置場所は受信の障害となる場所を極力避け、最大限の効果を発揮できる場所とすること。

(8) 機器据付

- ① 機器の据え付けに際しては、着手前に耐震強度計算書を提出し発注者の承諾を得ること。
- ② 機器の床据え付け時には架台を使用し、機器の損傷等を防ぐよう配慮すること。

(9) 配線

- ① 配線に際しては、ケーブル間の誘導障害等を受けないよう配慮すること。
- ② 屋外の接栓接続部は振動、温度差等による接触不良や漏水による影響が無いよう防水処理をすること。
- ③ 建物内への引込みは、防水処理及び水切りを十分に配慮して行うこと。
- ④ 各種ケーブルの端末部及びケーブルが混在する場所には、端子名、用途を記した銘板を付けること。
- ⑤ 配線に関しては、建物に係るものは更新し、車両に係るものは既存配線の活用を基本とする。本桙指揮車は新設となるため、新たに配線をすること。

(10) 調整

装置の取り付け後、装置単体での調整を行った後に、システムの総合的な試験、調整を行い、本仕様書に定める機能を満足させること。

(11) 撤去

- ① 既設無線装置、電源装置、不要配線材料等を撤去すること。
なお、撤去に際しては発注者の指示を受けること。
- ② 不要材の処理は、個人情報が含まれるものについては、第三者が再利用できないよう破壊後、廃棄すること。廃棄後、適切に廃棄したことが分かる証明書等を発注

者に提出すること。

- ③ 撤去後の穴や壁等の剥離箇所は、補修を行うこと。

(12) 作業時間

作業時間は原則として、平日 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までとし、作業開始及び終了時に発注者に連絡すること。

なお、この時間以外で作業する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

5 安 全

(1) 基本事項

整備施工にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、受注者の責任を持って行うものとする。

(2) 安全体制

- ① 安全確保のため統括安全衛生責任者及び作業現場毎の安全責任者を設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制（組織）を確立しなければならない。
- ② 統括安全衛生責任者は安全のための守則、方法など具体的な対策を定めこれを推進するものとする。
- ③ 統括安全衛生責任者はそれぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(3) 安全教育

統括安全衛生責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

(4) 安全管理

- ① 整備用機械は、日常点検、定期点検等を着実に起こない、仮設整備は、材料、構造などを十分に点検し事故防止に努めるものとする。
- ② 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。
- ③ 火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器を配備しておく。
- ④ 整備場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通障害、車両の飛び込みに防止等に務めること。
- ⑤ 電気、ガス、水道等の施設に接近し整備をおこなう場合、あらかじめ当該施設管理者と打合せ、必要であればその立会いを求めその指導を得て行うものとする。

(5) 整備材料

- ① J I S 等各種規格に適合している材料を使用すること。
- ② 基地局無線装置の給電線として使用する同軸ケーブルは、低損失型を使用すること。

第5章 提出書類

1 提出書類

提出する書類の用紙はA4サイズ又はA3サイズとすること。また、提出部数は別途指示する。

- ① 工程表
- ② 納入仕様書
- ③ 無線装置承諾函
- ④ 通信局申請書類（控え）
- ⑤ 無線局免許状類（変更・新規・廃止）
- ⑥ 試験成績書
- ⑦ 完成図書（配線図・取付図面等を含めること）
- ⑧ 取扱説明書
- ⑨ 撤去した廃棄物を適切に廃棄したことを証する書類
- ⑩ その他発注者が指示する書類
- ⑪ 上記電子媒体（CD-R又はDVD）

2 申請書類

以下の申請書類を受注者にて作成、申請し、納入した無線装置の使用開始に際して支障のないよう処理すること。

- ① 電波法に基づく免許状類（登録・変更・廃止・点検業務、申請書類の控えの提出を含む。）
- ② その他、履行場所における据付調整作業の実施に必要な書類

別表 1

	消防本部	牧の原	印旛	本埜	印西西	印西	白井	西白井	印西市	白井市
○車載型移動局無線装置 36台										
指揮統制車	2									
指揮車		1	1	1	1	1	1	1		
水槽付ポンプ自動車			1	1	1	1		2		
化学車		1					1			
ポンプ自動車		1	1		1	1	1			
高規格救急自動車		2	1	1	1	1	1	1		
救助工作車							1			
はしご車					1		1			
給水車		1								
資機材搬送車					1					
支援車		1								
○可搬型移動局無線装置 1台										
	1									
○卓上型固定移動局無線装置 1台										
	1									
○携帯型移動局無線装置 24台										
	2	4	3	2	3	3	5	2		
○受令機 11台										
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※車載型移動局無線装置の付属機器は、車両によって位置、数量、取付状況が異なるため、必ず現地調査を実施し、数量の不足等が生じないように施工すること。

※卓上型固定移動局無線装置、受令機における屋外空中線までの建物内配線は、必ず現地調査を実施し、既設配線状況を確認してから施工すること。

※受令機における空中線の屋外設置施設は次のとおり。

消防本部 印西西消防署 印西消防署 白井消防署 西白井消防署 白井市役所

※受令機における空中線の屋内設置施設は次のとおり。

牧の原消防署 印旛消防署 本埜消防署 印西市役所

別表 2

呼出名称	略 称	設置場所	車 両	種類
いんざいほんぶしき 1	本部指 1	消防本部	指揮統制車	車載
いんざいほんぶしき 2	本部指 2	消防本部	指揮統制車	車載
いんざいほんぶすいそう 1	本部水 1	西白井	水槽付ポンプ自動車	車載
いんざいほんぶしざい 1	本部資 1	印西西	資機材搬送車	車載
いんざいほんぶきゅうすい 1	本部給 1	牧の原	給水車	車載
いんざいほんぶしえん 1	本部支 1	牧の原	支援車	車載
いんざいほんぶ 1 0 1	本部 101	消防本部	指揮統制車	可搬
いんざいほんぶ 2 0 1	本部 201	消防本部		携帯
いんざいほんぶ 2 0 2	本部 202	消防本部		携帯
いんざいほんぶ 5 0 1	本部 501	消防本部		卓上
まきのはらしき 1	牧原指 1	牧の原	指揮車	車載
まきのはらかがく 1	牧原化 1	牧の原	化学車	車載
まきのはらぼんぷ 1	牧原ポ 1	牧の原	ポンプ自動車	車載
まきのはらきゅうきゅう 1	牧原救 1	牧の原	高規格救急自動車	車載
まきのはらきゅうきゅう 2	牧原救 2	牧の原	高規格救急自動車	車載
まきのはら 2 0 1	牧原 201	牧の原		携帯
まきのはら 2 0 2	牧原 202	牧の原		携帯
まきのはら 2 0 3	牧原 203	牧の原		携帯
まきのはら 2 0 4	牧原 204	牧の原		携帯
いんばしき 1	印旛指 1	印 旛	指揮車	車載
いんばすいそう 1	印旛水 1	印 旛	水槽付ポンプ自動車	車載
いんばぼんぷ 1	印旛ポ 1	印 旛	ポンプ自動車	車載
いんばきゅうきゅう 1	印旛救 1	印 旛	高規格救急自動車	車載
いんば 2 0 1	印旛 201	印 旛		携帯
いんば 2 0 2	印旛 202	印 旛		携帯
いんば 2 0 3	印旛 203	印 旛		携帯
もとのしき 1	本埜指 1	本 埜	指揮車	車載
もとのすいそう 1	本埜水 1	本 埜	水槽付ポンプ自動車	車載
もとのきゅうきゅう 1	本埜救 1	本 埜	高規格救急自動車	車載
もとの 2 0 1	本埜 201	本 埜		携帯
もとの 2 0 2	本埜 202	本 埜		携帯
いんざいにししき 1	西印指 1	印西西	指揮車	車載
いんざいにしすいそう 1	西印水 1	印西西	水槽付ポンプ自動車	車載

いんざいにしぼんぷ1	西印ポ1	印西西	ポンプ自動車	車載
いんざいにしきゅうきゅう1	西印救1	印西西	高規格救急自動車	車載
いんざいにしはしご1	西印梯1	印西西	はしご車	車載
いんざいにし201	西印201	印西西		携帯
いんざいにし202	西印202	印西西		携帯
いんざいにし203	西印203	印西西		携帯
いんざいしき1	印西指1	印西	指揮車	車載
いんざいすいそう1	印西水1	印西	水槽付ポンプ自動車	車載
いんざいぼんぷ1	印西ポ1	印西	ポンプ自動車	車載
いんざいきゅうきゅう1	印西救1	印西	高規格救急自動車	車載
いんざい201	印西201	印西		携帯
いんざい202	印西202	印西		携帯
いんざい203	印西203	印西		携帯
しろいしき1	白井指1	白井	指揮車	車載
しろいかagak1	白井化1	白井	化学車	車載
しろいぼんぷ1	白井ポ1	白井	ポンプ自動車	車載
しろいきゅうじょ1	白井工1	白井	救助工作車	車載
しろいはしご1	白井梯1	白井	はしご車	車載
しろいきゅうきゅう1	白井救1	白井	高規格救急自動車	車載
しろい201	白井201	白井		携帯
しろい202	白井202	白井		携帯
しろい203	白井203	白井		携帯
しろい204	白井204	白井		携帯
しろい205	白井205	白井		携帯
にししろいしき1	西白指1	西白井	指揮車	車載
にししろいすいそう1	西白水1	西白井	水槽付ポンプ自動車	車載
にししろいきゅうきゅう1	西白救1	西白井	高規格救急自動車	車載
にししろい201	西白201	西白井		携帯
にししろい202	西白202	西白井		携帯

設 計 書

年度	令和6年度	印西地区消防組合消防本部 指揮指令課			
事業名	消防救急デジタル無線施設再整備事業				
納入期限	令和8年3月31日				
納入先	印西地区消防組合消防本部ほか7消防署、印西市役所、白井市役所				
物 要 品 概	別添仕様書のとおり。 空中線や同軸ケーブルの配線等の付帯工事費、各種申請費用を含む。				
設 計 金 額		金			円
番号	品 名	数量	単位	単 価	金 額
1	車載型移動局無線装置	36	台	円	円
2	可搬型移動局無線装置	1	台	円	円
3	卓上型固定移動局無線装置	1	台	円	円
4	携帯型移動局無線装置	24	台	円	円
5	受令機	11	台	円	円
	小 計				円
	消 費 税 相 当 額				円
	合 計				円